

落札者決定基準

業 務 名：県有施設低濃度PCB含有可能性受変電設備更新・分析業務委託

業 務 番 号：保第R8－委5号

業 務 場 所：①高取町吉備 地内(森林技術センター)
②田原本町泰庄 地内(教育研究所(分館))
③生駒市荻分町 地内(生駒高等学校)
④橿原市八木町 地内(畝傍高等学校)
⑤王寺町本町 地内(王寺工業高等学校)
⑥香芝市真美ヶ丘 地内(香芝高等学校)
⑦大和郡山市丹後庄町 地内(ろう学校)
⑧田原本町宮森 地内(高等養護学校)
⑨大和高田市松塚 地内(旧高田東高等学校)

■落札者決定基準 【企業・技術者評価型】 【発注部局】 総務部

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
技術提案書(注1)	企業の施工実績等	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注3)		a. 本業務の公告日時点において、本社、工場等、当該業務関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 6.5点満点
				b. 本業務の公告日時点において、本社、工場等、当該業務関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		統括管理責任者の実績(JVは代表者のみ採点する) (注4)(注7)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注5)(注6)(注8)(注9) 同種工事:高圧受変電設備設置工	a. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	2	
				b. 監理技術者(専任特例1号及び専任特例2号の場合の監理技術者を含む)・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の実績がある	1	
				d. 上記a、b、cに該当しない	0	
		地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注3)	本店の所在地	a. 本業務の公告日時点において、「業務実施市町村に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	
				b. 本業務の公告日時点において、「業務実施市町村を所管する土木事務所管内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている本店」がある	1.5	
				c. 本業務の公告日時点において、「奈良県内に「入札公告-第2. 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載する業種の建設業許可を受けている本店」がある	1	
				d. 上記a、b、cに該当しない	0	
		社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注3)	災害協定の締結	a. 本業務の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
				b. 上記aに該当しない	0	
加算点合計					6.5点満点	

- (注1) 技術提案書の提出書類について、業務名・業務番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、統括管理責任者の氏名が記載されていない、統括管理責任者の氏名が入札時に提出する統括管理責任者と異なる、入札時に提出する統括管理責任者の全員の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの業務の入札に参加する者にとっては、代表者の統括管理責任者に加えて、代表者以外の構成員の統括管理責任者が提出されていた場合、代表者以外の構成員の統括管理責任者については、評価の対象としない。また、代表者以外の構成員のみ提出されていた場合は失格とする。
- (注2) 統括管理責任者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成23年4月1日～本業務の公告日までとする。
- (注3) JVの場合は全構成会社別に採点(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)し、構成会社別の得点を出資比率により加重平均(小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出)する。
- (注4) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工程、数量等」を定めるものとする。なお、監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
統括管理責任者の実績において加算され落札した後、業務期間中にやむを得ず統括管理責任者を途中交代する場合は同等以上の評価がなされる者を配置しなければならない。
- (注5) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限り)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注6) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注7) 複数の統括管理責任者を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの業務の入札に参加する者にとっては、代表者の統括管理責任者に加えて、代表者以外の構成員の統括管理責任者が提出されていた場合、代表者以外の構成員の統括管理責任者については、評価の対象としない。
- (注8) 専任特例1号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第一号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
専任特例2号の場合の監理技術者:建設業法第26条第三項ただし書にある特例のうち、第二号による特例の適用を受けた監理技術者のこと。
- (注9) 同種工事の高圧受変電設備設置工とは、高圧受変電設備の新設、更新又は部品取替等の修繕・工事の実績とする。